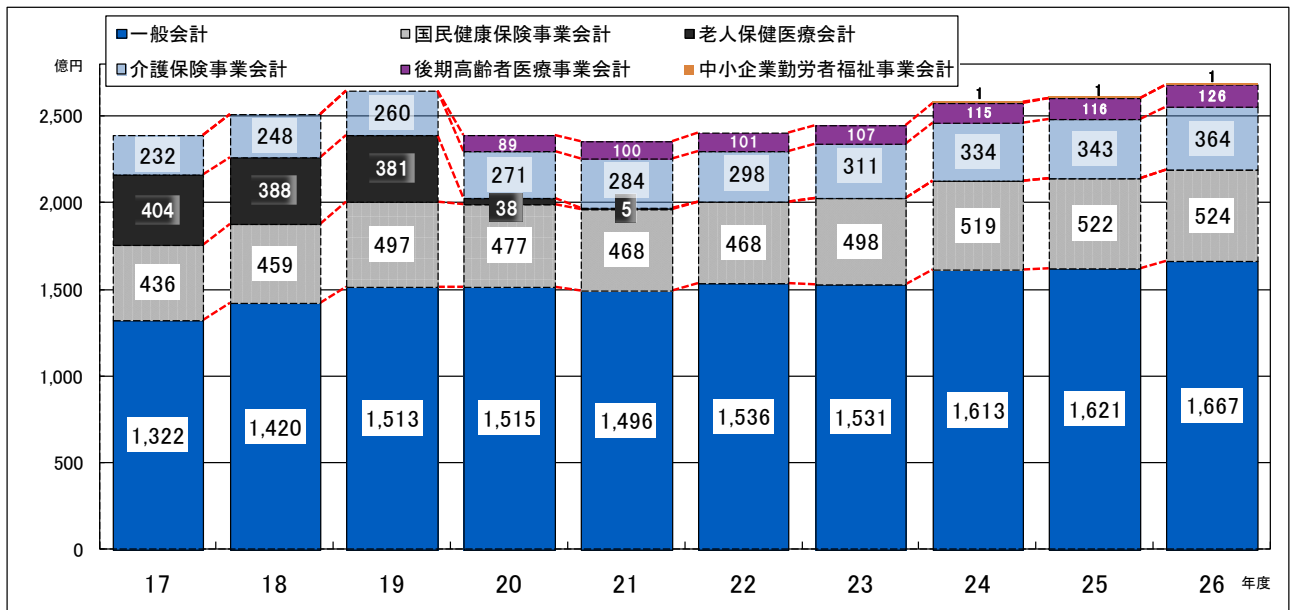


# 1-5 決算額の推移

## (1) 各会計別決算額（歳出）の推移



※ 老人保健医療会計は平成 22 年度で終了、平成 24 年度からは中小企業勤労者福祉事業会計が新たに設置されました。

[各会計の状況]

### ○一般会計

一般会計の歳出決算額は、平成 21 年度と平成 23 年度に微減したほかは平成 17 年度から増加傾向にあり、平成 26 年度は 1,667 億円と平成 25 年度から 46 億円増加しました。歳入・歳出の状況については、次の『(2)一般会計』の項目をご覧ください。

### ○特別会計

国民健康保険事業会計は、平成 20 年度の後期高齢者医療制度発足により減少に転じていましたが、平成 23 年度から増加傾向となり平成 26 年度は 524 億円で、後期高齢者医療制度発足前の規模を超える歳出決算額を維持しています。主な増として、共同事業拠出金と保健事業費で合わせて 2 億円増加しました。

介護保険事業会計は、ここ数年 2~7% 台の幅で歳出決算額が伸び続けており、平成 26 年度は前年度に比べて、6.2% の増加となりました。主な増として、保険給付費が前年度から 14 億円、4.4% 増加しました。

後期高齢者医療事業会計は、平成 20 年度の発足から 7 年目となり、平成 26 年度の歳出決算額は前年度に比べて、10 億円増加し 126 億円となりました。発足時に比べて、実に 1.4 倍を超える規模になったこととなります。歳出決算額のうち、実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出で 114 億円でした。

中小企業勤労者福祉事業会計は、平成 24 年度に設置されました。平成 26 年度の歳出決算額は 6,365 万 4 千円で、前年度に比べ 2.7% 増加しました。

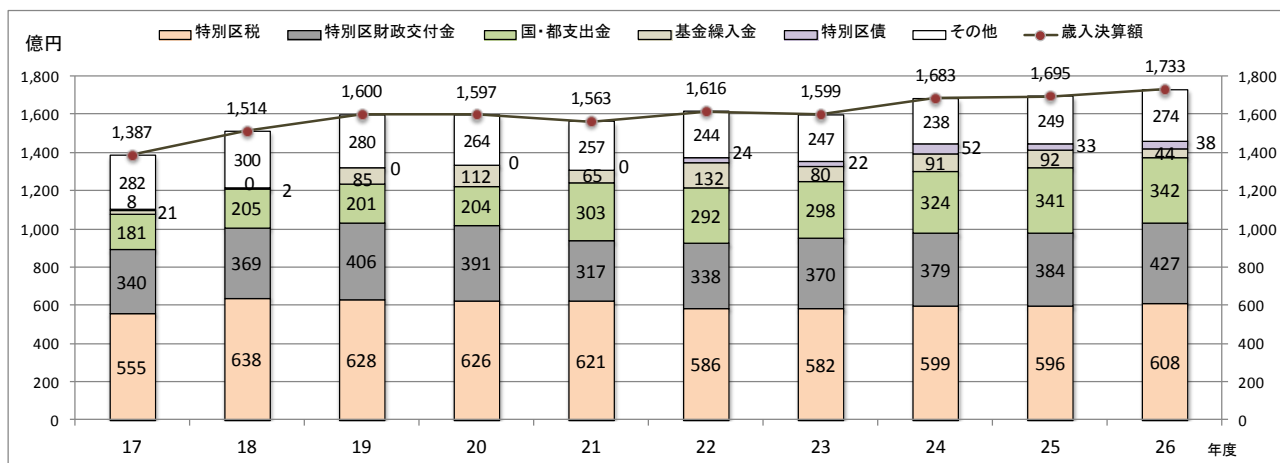
## (2) 一般会計

### 〔歳入の状況〕

歳入決算額は、過去10年間で増減を繰り返しながらも少しずつ規模が大きくなっており、平成26年度は1,733億円となりました。歳入決算額を多い科目順に並べると、特別区税、特別区財政交付金の順で、その規模は全体の59.7%となり、次いで国庫支出金、都支出金の順となりました。【図-1】

平成26年度も、平成22年度から引き続き特別区債を発行しました。【図-3】

【図-1 平成26年度歳入決算額と主な収入構成の推移】…1-2歳入の状況に円単位で掲載。(4頁)



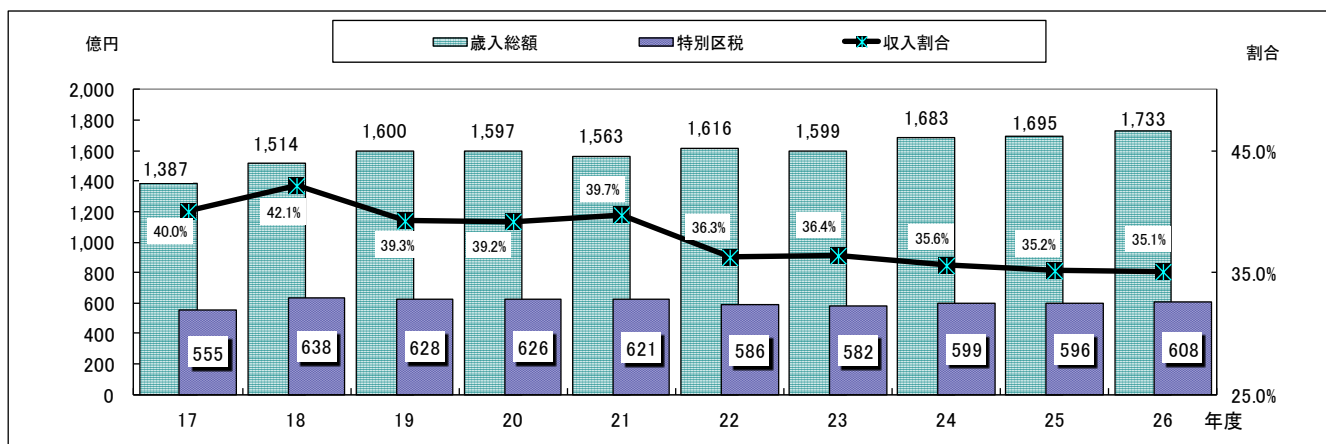
歳入決算額のうち、特別区税、特別区財政交付金、国庫支出金、都支出金、基金繰入金、特別区債をあわせた規模は【図-1】のとおり、歳出決算規模に比例して推移しました。

このうち、基金繰入金と特別区債については、各年度の財政計画などにより基金からの取崩しや区債の発行を行うため、特別区税など他の収入とは違った推移となりました。

基金繰入金、特別区債などを除いた、特別区税、特別区財政交付金、国・都支出金をあわせた規模は、ここ数年は概ね1,200億円台から1,300億円台で推移しています。

## ■特別区税

【図-2 特別区税の推移】

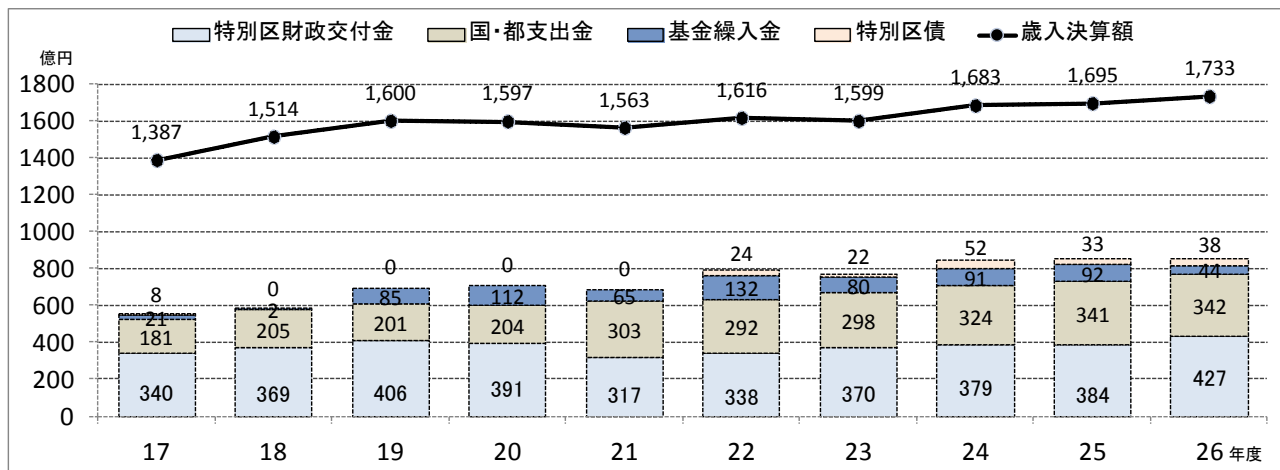


特別区税は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税等で構成されていますが、その9割以上を特別区民税が占めています。平成18年度以降景気の低迷等により漸減傾向にありましたが、平成24年度に持ち直し、平成26年度は前年度比較で2.0%、12億円の増となりました。

特別区民税が現年課税した調定額は、前年度比較で 15 億円増加しました。そうした中、収入額を調定額で除した対調定収入率(現年課税)は、平成 25 年度から 0.07 ポイント上がり 567 億円の収入となりました。このほか、滞納繰越分で 9 億円を収入しました。

## ■特別区財政交付金など

【図-3 特別区財政交付金、国・都支出金、基金繰入金、特別区債の推移】



※特別区財政交付金とは、東京都が都税として徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の調整3税を原資に、東京都と特別区の仕事の分担により配分しているものです。(平成 26 年度 特別区 55% : 都 45%)

※国庫支出金及び都支出金とは、特定の事業に充てるため、一定条件により国または東京都から支出されるもので、それぞれ負担金・補助金・委託金があります。

- 特別区財政交付金は、交付金の原資となる市町村民税法人分が景気低迷の影響を受け平成 21 年度に大幅減となりました。その後は徐々に持ち直し、平成 26 年度には交付金原資となる調整 3 税が前年度比 4.6%増で、杉並区への交付額は区の基準財政需要額の増などもあり 43 億円の増となりました。
- 国庫支出金は、障害児通所給付費負担金、民営保育園費負担金、学校施設建設費負担金が、それぞれ前年度比 1 億円増、生活保護費負担金が前年度比 2 億円増などにより、国庫負担金が 7 億円の増となりました。国庫補助金は、臨時福祉給付金事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金が合わせて前年度比 11 億円増となる中、社会資本整備費交付金の(仮称)荻外荘公園建設費補助金が前年度比 12 億円減、地域の元気臨時交付金が 8 億円の皆減などにより、8 億円の減となりました。また、都支出金では、子育て支援対策臨時特例補助金(安心こども基金)が前年度比 4 億円増、特別緑地保全地区指定促進補助金が 3 億円の皆増となる中、都市計画公園事業費補助金が前年度比 7 億円減などにより、3 億円の増となりました。
- 平成 19 年度以降は、それまでに比べて基金繰入の額が増えていましたが、平成 26 年度は、施設整備基金で 27 億円、財政調整基金で 17 億円など、平成 19 年度以降では最少の 44 億円の取り崩し、繰り入れとなりました。
- 平成 26 年度は、防災行政無線デジタル化整備、保育施設の整備、小中一貫校の施設整備、妙正寺体育館改築等に充てるため、特別区債の発行を 38 億円行いました。

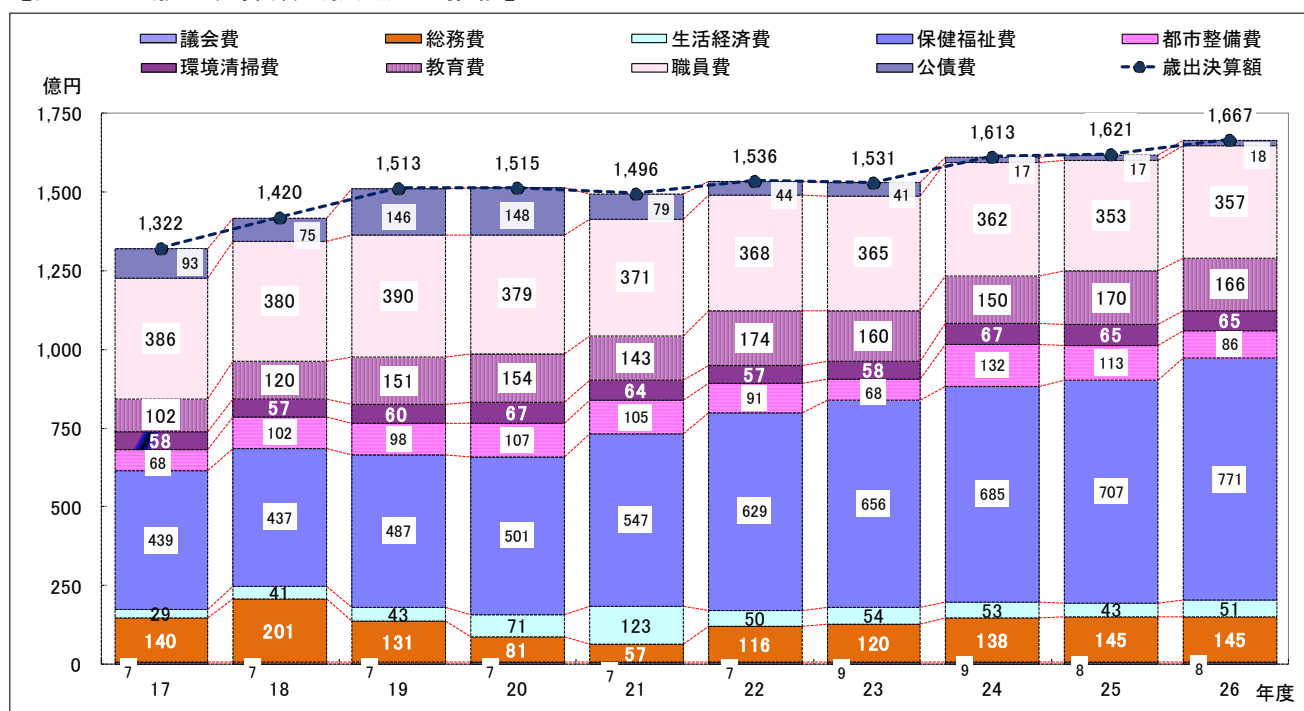
## 〔歳出の状況〕

【図－4 歳出決算額(款別)の推移】によると、平成 17 年度以降緩やかに上昇しながら、平成 26 年度は 1,667 億円となり過去 10 年間で最大の決算額となりました。

平成 26 年度も生活保護費(3 億円増の 160 億円)や障害者自立支援サービス(3 億円増の 60 億円)などの社会保障関係の需要が増加する財政状況でしたが、保育等の待機児童対策、要介護高齢者の住まいの整備、学校教育環境の整備など様々な取組を行いました。(第3 主要施策の成果、第5－2歳出決算一覧を参照)

## ■歳出決算額(款別)

【図－4 歳出決算額(款別)の推移】



- 平成 26 年度の款(構成割合)を多い順に並べると、保健福祉費 46.3%、職員費 21.4%、教育費 9.9%、総務費 8.7%、都市整備費 5.1%、環境清掃費 3.9%、生活経済費 3.1%、公債費 1.1%、議会費 0.5%となりました。
- 款別の推移では、生活経済費、保健福祉費及び教育費が増加傾向にあります。平成 17 年度を 100 とすると、平成 26 年度では、保健福祉費が 175.5、生活経済費が 174.6、教育費が 163.0 と大きく増加しています。  
一方、職員費と公債費は、減少傾向にあります。平成 17 年度を 100 とすると、平成 26 年度では、職員費が 92.3、公債費が 19.1 となりました。
- 平成 21 年度の生活経済費が増加したのは、定額給付金 78 億円を支給したため、平成 24 年度の都市整備費が増加したのは、公園等の整備((仮称)下高井戸公園)で旧東京電力総合グラウンドを取得したことなどのためです。
- 職員費は、職員数の削減などの理由により毎年度減少していましたが、平成 26 年度は前年度比 0.9%、3 億円増の 357 億円となりました。しかし、平成 17 年度との比較では 29 億円減少しています。  
なお、平成 26 年度の常勤職員数は 3,534 人で、平成 17 年度と比べて 634 人減少しました。(各年度 4 月 1 日現在)

- 歳出決算額に占める職員費の割合は、平成 17 年度の 29.2%から 7.8 ポイント低い 21.4%に減少しました。
- 公債費は、平成 19 年度、平成 20 年度に減税補てん債の償還を行ったため増大しました。
- 平成 26 年度は、15 億円の償還を行った一方、特別区債を 38 億円発行したことにより、平成 26 年度末の特別区債残高は、231 億円となりました。

## ■歳出決算額（節別）

【図—5 歳出決算額（節別）の推移】



※節のうち、災害補償費、賃金、報償費、旅費、交際費、原材料費、備品購入費、貸付金、補償補填及び賠償金、投資及び出資金、寄附金、公課費については、億円単位での推移を表示できないため除いています。

- 義務的経費のうち扶助費の歳出総額に占める割合は、平成 17 年度の 16.0%に対し、平成 26 年度では 23.0%と 7.0 ポイント増加しました。前年度比較では 0.3 ポイント、金額にして 16 億円増の 383 億円となりました。主な内容は、生活保護費に 159 億円（3 億円増）、障害者自立支援サービスに 60 億円（4 億円増）、児童手当に 59 億円（増減なし）、心身障害者福祉手当等に 11 億円（増減なし）などです。（ ）内は前年度比較
- 給料、職員手当等、共済費のうち、給料と職員手当等が過去 10 年間で減少傾向にあります。平成 26 年度の給料などの合計金額は 339 億円で、平成 17 年度に比べて 33 億円減っています。
- 委託料は、平成 18 年以降、施設維持管理や事業委託の増加などにより増となっており、平成 26 年度は前年度比 25 億円増の 228 億円になりました。主な内容は、ペットボトル、古紙、びん、缶、プラスチック製容器包装の回収及び資源化に 22 億円、保育園運営に 16 億円、予防接種に 12 億円、学校給食の推進に 10 億円、杉並公会堂（PFI 事業）に 9 億円などとなっています。



### (3) 国民健康保険事業会計

#### 〔制度のあらまし〕

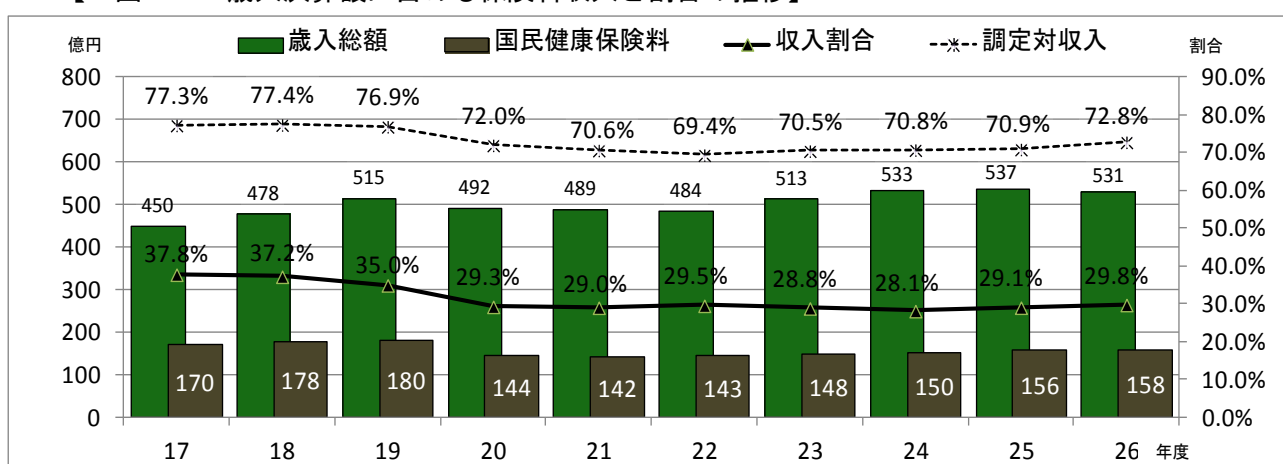
国民健康保険(国保)は、病気やケガなどの不測の事態によって医療のサポートが必要になるときに備えて、加入者(被保険者)がそれぞれの収入に応じてお金(保険料)を出し合い、医療にかかるときの費用などを補助しようという助け合いの制度です。

運営は、杉並区が「保険者」となり、保険料と国からの負担金などを財源として医療給付や「後期高齢者医療制度」への支援金の拠出などの事業を行っています。

#### 〔歳入の状況〕

歳入規模は、後期高齢者制度が発足した平成 20 年度から微減傾向で推移していましたが、平成 23 年度からは増加に転じていました。平成 26 年度は前年度から微減となりました。

【 図－1 歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】



#### 国民健康保険料は微増ながら療養給付費等交付金の減などにより 1.2%の減

- 主な収入のうち、国民健康保険料収入は、平成 19 年度まで増加傾向にありましたが、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が発足し、被保険者数が減少したことなどにより、10 年前の平成 17 年度を少し下回る規模で推移しています。
- 平成 23 年度に保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更しました。平成 23・24 年度の減額経過措置を経て、平成 25 年度からは住民税が非課税の方を対象に新たに減額措置を講じています。
- 国民健康保険料(現年分)は、平成 26 年度に基礎賦課分 95 億円、介護納付金賦課額 13 億円、後期高齢者支援賦課額 33 億円を収入しました。なお、平成 26 年度の保険料収納率は、一般被保険者の現年分は、83.8%、退職被保険者の現年分は、95.5%となりました。
- 平成 19 年度まで 35%以上あった歳入決算額に占める保険料収入構成割合は、平成 20 年度から 30%程度となりました。これは、医療制度改正により前期高齢者交付金が新たに創設され、保険料算定の基礎となる賦課総額が減額になったためです。平成 26 年度では、前期高齢者交付金を 86 億円収入しました。
- 退職者医療制度に基づく療養給付費等交付金は、発足した平成 20 年度から減少し平成 22 年度には 2 億円となりましたが、その後は安定し平成 26 年度は 11 億円となりました。

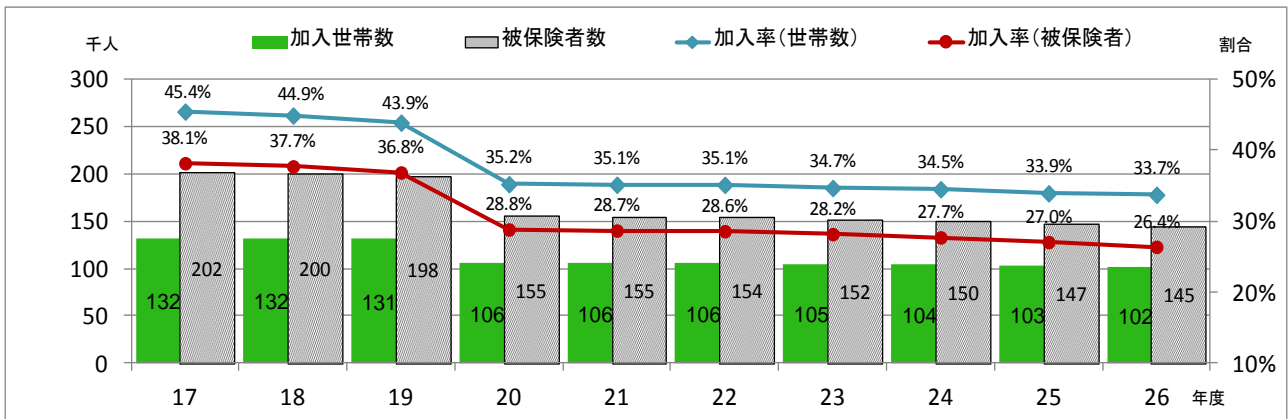
(10 頁の 1-4 特別会計 (1) 国民健康保険事業会計 歳入を参照)

〔歳出の状況〕

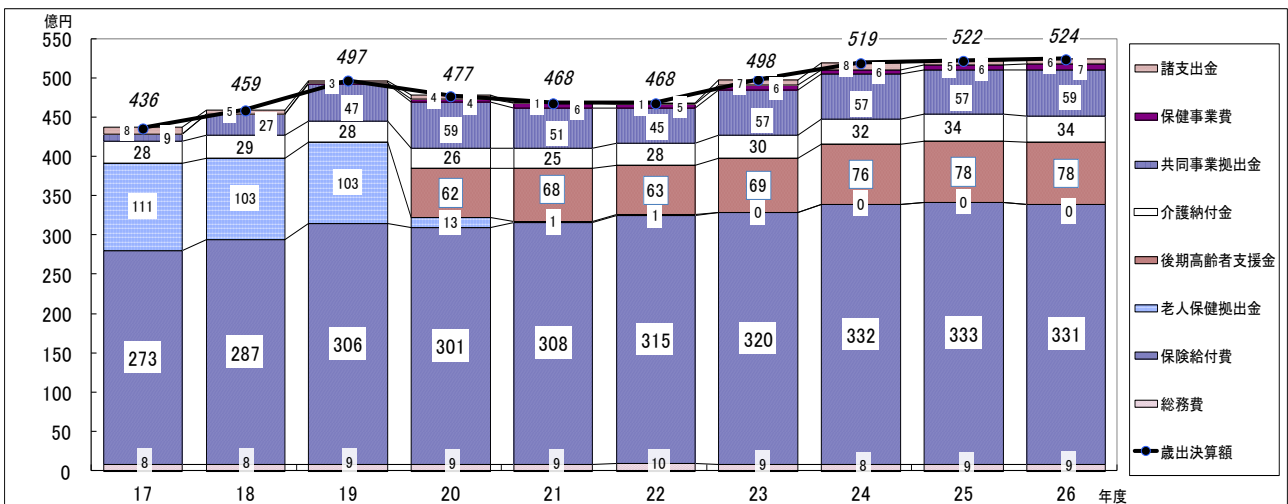
歳出決算額は、下図－3 のとおり、平成 19 年度の 497 億円から減少に転じていましたが、平成 22 年度を底に保険給付費、共同事業拠出金の増などから増加傾向となり、平成 26 年度は 524 億円となり、過去 10 年間で最高となっています。

制度改正後の平成 20 年度から国保加入者は区全体の 3 割程度で推移しています。

【図－2 加入世帯、被保険者数の推移】



【図－3 歳出決算額の内訳（款別）の推移】



※ 科目(款)毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。款のうち、前期高齢者納付金については、億円単位での推移を表示できないため除いています。

歳出決算規模は前年度と比べ 0.2%増

- 老人保健拠出金に代わる後期高齢者支援金は、78 億円で前年度と同じでした。平成 19 年度の老人保健拠出金 103 億円と比べると 25 億円の減となります。一方、医療費に係る保険給付費は 331 億円で、平成 19 年度と比べると 8.2%の増となっています。
- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、前期高齢者(65 歳以上 75 歳未満の方)の医療費について保険者間の不均衡を調整する制度として、国保加入被保険者数に応じて支出する前期高齢者納付金と、前期高齢の被保険者数に応じて交付される前期高齢者交付金が設けられました。年度間の調整等により、前期高齢者納付金は前年度と同様少額となりました。
- 歳出決算額に対する歳入不足分は、一般会計からの繰入金で賄っていますが、平成 26 年度は、この 10 年間で最も多かった平成 22 年度と平成 24 年度より 11 億円少ない 58 億円でした。

## (4) 介護保険事業会計

### 〔制度のあらまし〕

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を送れるよう、高齢者介護を社会全体で支え合う制度です。

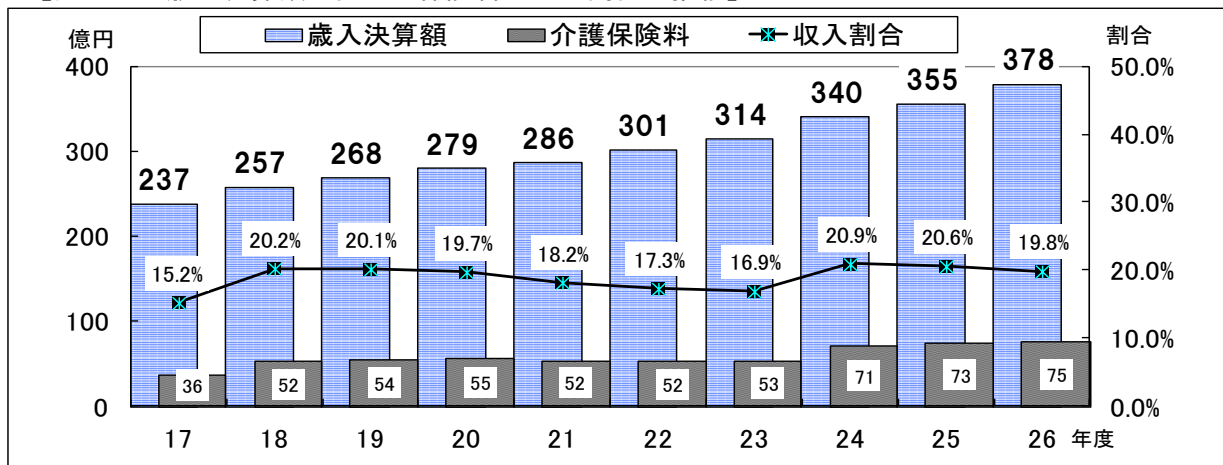
この保険は、利用者自身による選択、主体性の尊重を基本として、高齢者の介護に関する福祉サービスと保険医療サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的としています。また、多様な民間事業者の参入促進により、効率的で良質なサービスの提供に努めています。

杉並区が「保険者」として制度を運営しており、介護(予防)給付等の事業に必要な費用は、介護保険料と公費(国、都、区)を財源としています。

### 〔歳入の状況〕

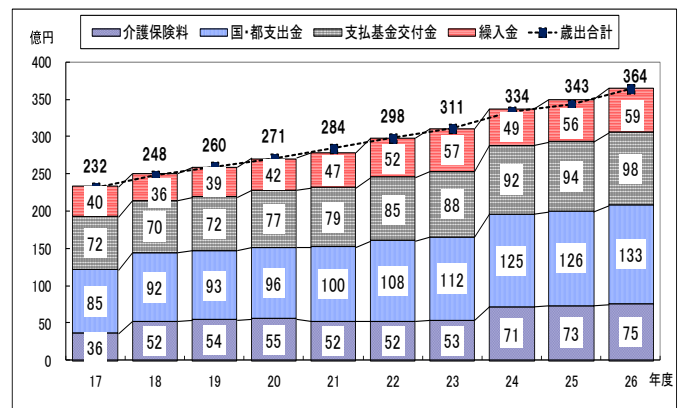
歳入決算額は、平成12年度の制度創設以来増え続けており、平成26年度は378億円となりました。第1号被保険者介護保険料(65歳以上)は、平成23年度まで過去6年間50億円台前半を推移していましたが、平成24年度の改定以降は70億円台で推移しています。国・都支出金、支払基金交付金は負担割合に応じて増加しました。

【図-1 歳入決算額に占める保険料収入と割合の推移】



### 第1号被保険者介護保険料収入は前年度に比べ3.6%増加

- 平成26年度の保険料基準月額が平成25年度と同じ5,200円で、平成24年度から26年度までを第5期介護保険事業計画期間として、同じ保険料設定をしています。保険料収納率は、95.9%(前年度同率)でした。保険料総額は75億円で、歳入総額に占める収入割合は、19.8%となりました。
- 第5期介護保険事業計画では、東京都の財政安定化基金からの交付金を原資に含む介護保険給付費準備基金を取り崩して、第1号被保険者保険料に充て保険料を抑制しています。平成26年度は7億円を取り崩しました。
- 歳入決算額のうち、支払基金交付金とは、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。



【図-2 歳出決算と歳入内訳】

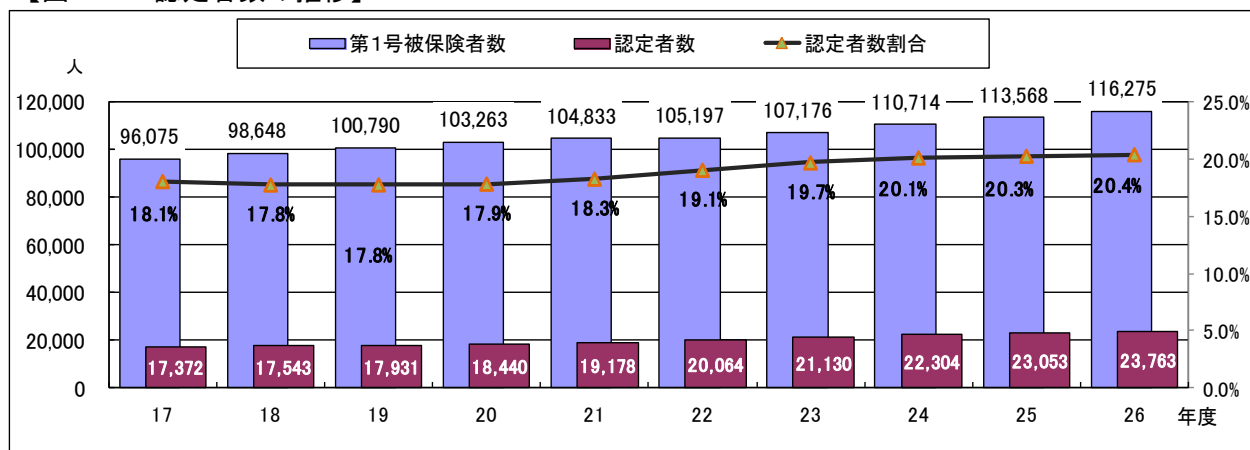


〔歳出の状況〕

平成 26 年度歳出決算額は、保険給付費が 335 億円で歳出全体の 91.9%を占め、前年度より 14 億円増加しました。介護予防・総合相談などを行う地域支援事業が 2 番目に多く 12 億円で歳出全体の 3.2%となり、前年度より 1 億円増加しました。

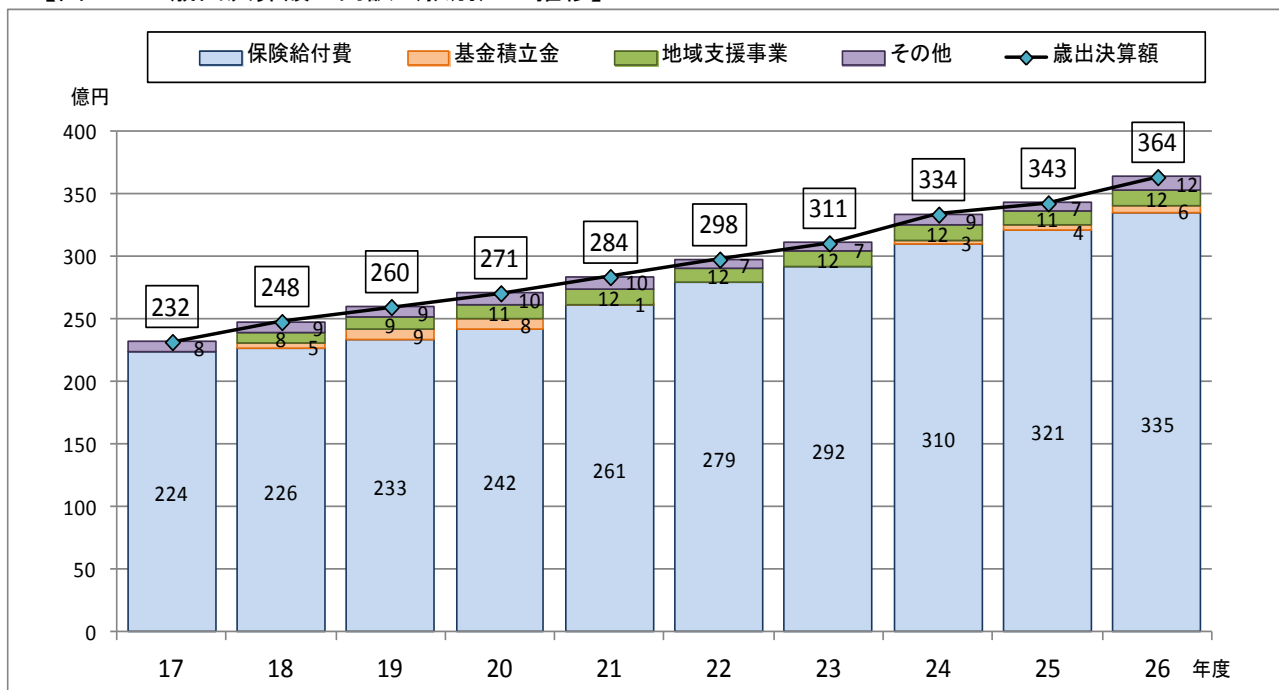
認定者数、介護サービス利用者数の増加に伴い保険給付費が増

【図－3 認定者数の推移】



- 第1号被保険者数や認定者数は年々増加しており、さらに第1号被保険者数に対する認定者数の割合は、平成17年度の18.1%に対し平成26年度は20.4%となりました。

【図－4 歳出決算額の内訳（款別）の推移】



※科目(款)毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

- 保険給付費 335 億円の主な支出内訳としては、介護サービス費等の支給が 297 億円 (11 億円増)、介護予防サービス費等の支給が 21 億円 (2 億円増)、特定入所者介護サービス費等の支給が 8 億円 (前年同)、高額介護サービス費等の支給が 6 億円 (前年同) でした。

## (5) 後期高齢者医療事業会計

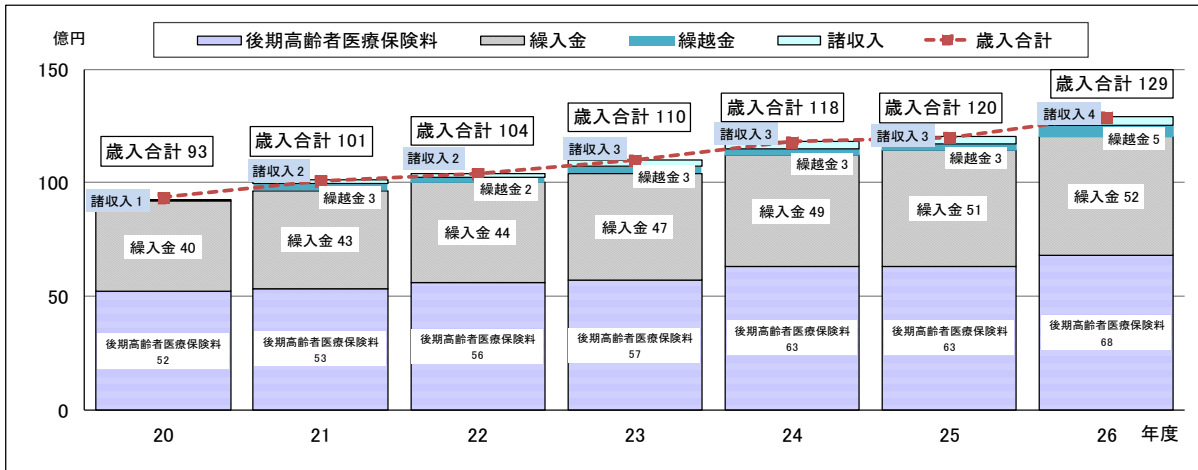
### 〔制度のあらまし〕

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一環として平成20年度に創設された制度で、75歳以上の方(65歳以上の障害認定による方を含む)を対象としています。

医療給付に係る経費の財源構成は、公費(国・都・区市町村が約5割)と現役世代からの支援金(各医療保険の負担が約4割)のほか、後期高齢者自らが負担する保険料(約1割)となっています。

運営主体(保険者)は、都内の区市町村で構成される東京都後期高齢者医療広域連合です。広域連合は、保険料の決定、資格管理、医療給付等を行い、区は、保険料の徴収のほか、被保険者証の引渡し、各種申請・届出の受付と保健事業として健康診査や保養施設の借上げを行っています。

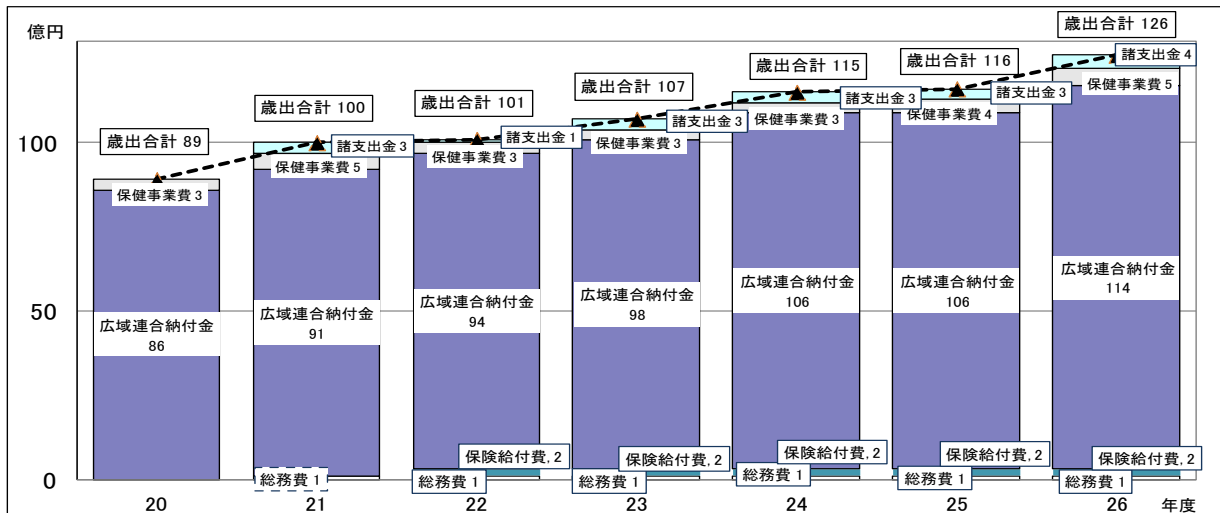
【図-1 歳入決算額の推移】



後期高齢者保険料(現年分)収納率98.8%。歳出決算額は126億円に

- 制度が発足して7年目となる平成26年度は、前年度と比べて6.8%増加し、129億円の収入となりました。
- 後期高齢者保険料収入は平成20年度から増加傾向で推移し、平成26年度は前年と比べ5億円増の68億円となりました。繰入金と合わせた収入構成割合は、平成20年度99.2%から平成26年度93.7%と5.5ポイント下がりました。

【図-2 歳出決算額の内訳(款別)の推移】



- 平成26年度の歳出決算額は、前年度と比べて8.5%増の126億円となりました。主な内容は、区が徴収した保険料を含む東京都後期高齢者医療広域連合への納付金114億円です。平成22年度から新たに保険給付費が創設され、葬祭費の支給を行いました。
- 諸支出金は、保険料の還付や一般会計への繰出金など5億円を支出しました。
- 保健事業は、健康診査や夏季期間の保養施設の借上げを行い5億円を支出しました。

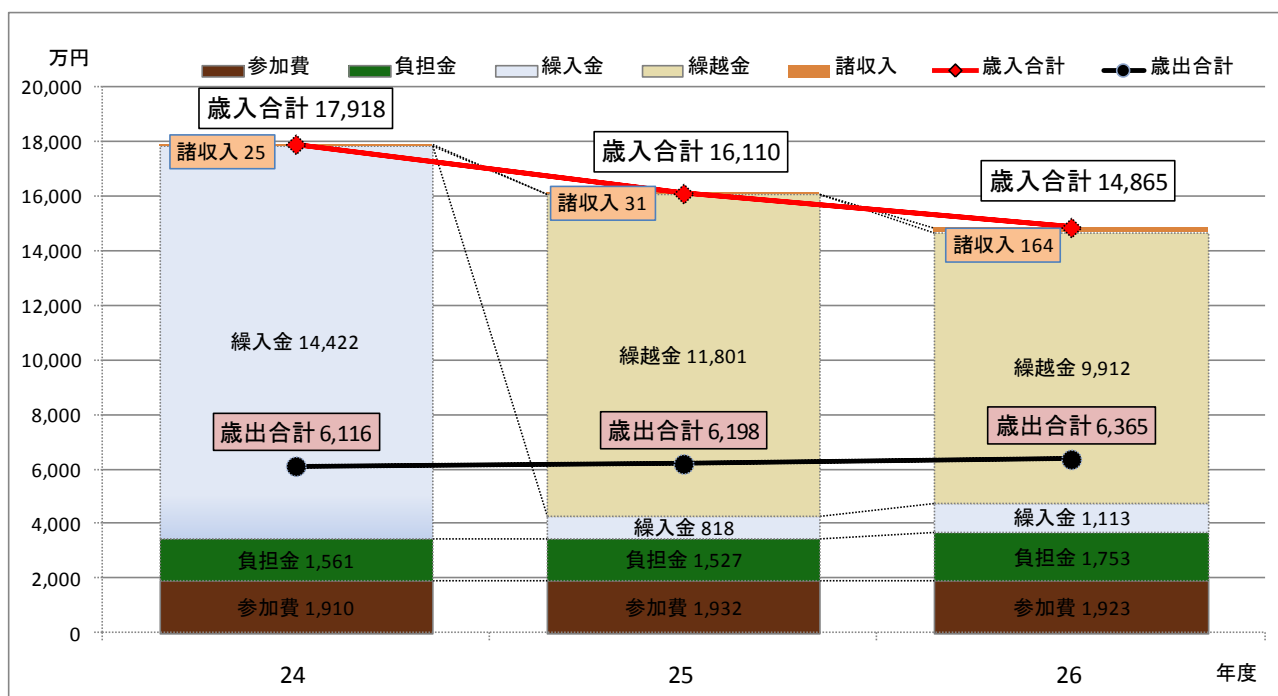
## (6) 中小企業勤労者福祉事業会計

### 〔会計のあらまし〕

中小企業勤労者福祉事業会計は、財団法人杉並区勤労者福祉協会の解散に伴い、その業務を区が引き継ぐために平成24年度に設置しました。

区内の中小企業で働く勤労者の福祉を増進することにより、中小企業の振興を図ることを目的とし、様々な福利厚生事業を実施しています。

【図－1 歳入歳出決算額と歳入の構成】



※科目(款)毎に金額の端数処理をしているため、合計と合わない場合があります。

- 歳入決算額1億4,865万円の内訳は、福利厚生事業参加者からの参加費が1,923万円(構成比12.9%)、負担金(幹旋チケットなどの販売収入等)が1,753万円(構成比11.8%)、一般会計繰入金が1,113万円(構成比7.5%)、繰越金が9,912万円(構成比66.7%)、諸収入が164万円(構成比1.1%)となっています。
- 歳出決算額は6,365万円で、福利厚生事業の実施と、その運営管理にかかる経費を総務管理費として支出しています。

(16頁の1-4特別会計(4)中小企業勤労者福祉事業会計を参照)